

続・立法政策学ことはじめ —大学生による法案作成授業の取組み—

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡・栗田佳泰

1. はじめに

本稿は、立法作業の法学教育における意義について考察しつつ、その実践例である2021年度秋学期の獨協大学法学部「基礎演習」において実施した法案作成の取組みについて紹介することを目的とする¹。

なお、基本的な流れについては、2020年度とほぼ同様であるので重複する部分は可能な限り省略している。昨年度の取組みを紹介した論考²などもあわせて参照されたい³。

2. 経緯

獨協大学法学部の「基礎演習」は、法学部2年生向けの必修科目であり、1クラス10～15名程度（今期は12名）の少人数科目となっている。内容は各担当教員によって異なるが、学生が自ら調べて発表するという主体的・能動的な学修を実践し、法学部で学ぶ上での不可欠な知識の修得を目指すものである。

執筆者の一人である岡田の担当クラスにおいては、他の執筆者の監修・協力の下で立法作業のグループワークを中心とした授業を行った。その授業内容は、履修者自らが政治・経済・社会における諸課題を発見し、それを分析・評価し、有効な解決策として国会が制定するような法律案を具体的に企画・立案す

ることで、立法の役割・性質・制定過程についての理解を深めることにある。

なお、この授業での取組みは、特定の法案内容に対する賛否を示すことを目的とするものではないことを改めて確認しておく。またその他、立正大学からは、憲法ゼミに所属する3年生から有志が参加した。

3. 2021年度授業の記録

(1) 全体の流れと概要

当年度の授業は概ね【表1】のスケジュールで実施された。10月から翌年1月までの実質的に4か月の期間で法律案の作成に至る。

いまだ新型コロナウイルスの流行が終息する兆しの見えない状況であったが、原則として対面授業の実施が求められたので、感染症予防に留意しつつグループワークが実施されることとなった。幸いにして、履修者内での感染クラスターが発生することがなかった。もっとも、現在では、感染症の状況と関係なく授業のデジタル化が進んでおり、コロナ禍で導入された情報技術が授業の方法を様変わりさせたのは確かである⁴。

¹ 授業資料や提出物等については、紙幅の関係で一部紹介するとどめている。これらの資料等は以下の脚注に記載されたURLにおいて参照できる。

² 岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡・栗田佳泰「立法政策学ことはじめ—大学生による法案作成授業の取組み」地域総合研究所紀要（獨協大学）15号（2021年）41-53頁。

³ これまでの取組みの記録として、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡・栗田佳泰「模範議会2018—記録と資料」白鷗大学論集34巻2号（2020年）197-246頁、同「模範議会2017—記録と資料」白鷗大学論集33巻2号（2019年）209-270頁、同「模範議会2016—記録と資料」白鷗大学論集32巻2号（2018年）179-233頁、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「模範議会2015—記録と資料」白鷗大学論集31巻1号（2016年）177-228頁、同「模範議会2014—記録と資料」白鷗大学論集30巻2号（2016年）227-279頁、同「模範議会2013—記録と資料」白鷗大学論集29巻1・2合併号（2015年）333-392頁、同「模範議会2012—記録と資料」白鷗大学論集28巻1号（2013年）377-434頁、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡「模範議会2011—記録と資料」白鷗大学論集27巻1号（2012年）353-414頁、岡田順太「模範議会2010—記録と資料」白鷗大学論集26巻1号（2011年）391-431頁を参照。

⁴ 第1回講義（ガイダンス）録画：<https://youtu.be/vQPcrHWAdbo>

【表1】 授業スケジュール概要

	日付	内容
準備期間	9月29日(水)	ガイダンス
	10月13日(水)	法案構想へのコメント
Ⅰ期	10月20日(水)	グループ分け・法案決定
	11月10日(水)	第1セッション法案骨子説明
Ⅱ期	12月15日(水)	第2セッション法案要綱説明・予備投票
	12月22日(水)	中間講評
Ⅲ期	1月12日(水)	第3セッション法案説明・本投票
	1月19日(水)	講評

初期の準備段階はオンデマンド講義で実施したが、グループワークが必要なⅠ期以降は、授業外の作業も含めて対面が原則となった。ただし、対面授業であっても、急な欠席者に備えてZoomを使用した授

業の録画を行うこととしたのは、従来と大きく異なる点である。

(2) 個人法案構想

準備期間を経て、提出された個人法案構想は【表2】の通りである。

提出された個人法案構想に対して、法律として対応すべき問題か、事実関係を正確に把握できているか、目的の設定が適切か、実現手段は相当か、目的に対して合理的な手段が採用されているか、制度の創設によって規制される権利・利益の検討がなされているかといった観点から、個別にコメントを行うのは例年通りである⁵。

その際、本投票における採点項目(【表3】)について説明をし、各項目において高順位が得られるように改めて個人法案構想を検討し直すように指示を

【表2】 個人法案構想一覧

法案名	概要
アフィリエイト広告規制法案	Youtube、ブログなどで行われているアフィリエイト広告の誇張表現を規制する。
刑法の一部を改正する法律案	性犯罪の被害を減らすため、強姦性交等罪の刑罰に無期懲役を加える。
公職選挙法の一部を改正する法律案	戸別訪問を解禁する。
公衆浴場法の一部を改正する法律案	入れ墨(タトゥー)のある者が公衆浴場に入場することを禁止する。
戸籍法の一部を改正する法律案	戸籍欄にノンバイナリー(性自認が男性でも女性でもない人)を設け、自らの性自認が確立した際に、性別を自己選択できるようにする。
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	ストーカー行為規制を強化する。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	参議院議員の歳費返納の特例を衆議院議員にも認めて恒常的な制度にする。
教育基本法等の一部を改正する法律案	大学や専門学校で学ぶ学生への経済支援は不十分である為、教育の機会均等の観点から、学生などに対する適切な修学環境を整備する。
刑法の一部を改正する法律案	性交同意年齢を16歳として、未成年者への性犯罪の処罰対象を広げる。
地方公務員法の一部を改正する法律案	地方公務員の争議行為を合法化する。
公職選挙法の一部を改正する法律案	被選挙権年齢を18歳に引き下げる。
新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案	感染症の拡大防止、早期収束のため、企業への補償を強化する。
個人情報保護法の一部を改正する法律案	個人情報保護の観点から、報道機関の事件報道において、被疑者を匿名で報道することを義務付ける。
特定秘密の保護に関する法律の一部を改正する法律案	特定秘密の指定や監察を行う独立した機関を設置する。
富裕税法案	富裕層を対象とした税を創設する。

⁵ 第3回講義(コメント)録画: <https://youtu.be/RTBw2ho0D2U>

【表3】投票の際の採点項目

評価項目	評価内容
①企画立案 (政策的妥当性・創造力)	問題発見の着眼点の良さや練度の高さ、理念の一貫性があるかどうか。立法目的設定の適切さ (ex.「優先的に実現すべき課題か」) と、達成手段の実効性・関連性が見られるか。
②立法事実 (現実的必要性・発見力)	立法を正当化する説得力があるかどうか (ex.「価値観が偏っていないか」)。事実を客観的にとらえるだけの根拠となる資料を着実に収集し、それを分析できているか。
③立法価値 (法的許容性・設計力)	法体系全体との整合性が取れているかどうか。立法にふさわしい内容か (ex.「法律以外の手段でも実現できることはないか」)。また、法的保護に値する権利・自由を不当に侵害していないか。

行った。

ただし、その際の「指示」は法案内容を一定の価値観のもとに誘導するようなことがないよう、一般的なものとどめている。もちろん、明確な「誤り」はあるので、その点を避ける必要があり、そこは法学の専門家が適切に指摘すべき点である。

(3) グループ法案構想の選定 (I期)

個人法案構想の再提出後は、抽選により3~4名を1グループとしたグループ分けを行う。各グループでは、各自の個人法案構想を説明し合い、その中から一つの法案を選択する。その結果、法案構想は【表4】の通りとなった(グループEは、本投票から参加する立正大学岩切ゼミ)。

法案のテーマについては、学生の関心のあるものを自由に選択できるが、その時々々の社会問題を反映

することが多いと言える。

当時は、悪質なあおり運転に関わる事件報道が頻繁になされていたこともあり、ドライブレコーダーの設置義務化がテーマに選ばれたと思われる(A)。また、昨年度に引き続き、「転売ヤー」と呼ばれる不当な転売活動を規制するテーマも取り上げられた(D)。もちろん、コロナ禍の影響もあって、ワクチン接種やPCR検査を法定化するものがあった(E)。

Bの戸別訪問解禁自体は、さほど社会的関心が高いとは言えないが、グループとしては、国民の選挙への関心を高め、投票率を向上させることを目的として掲げ、その手段として戸別訪問解禁を選択したのである。その手段の選択については異論もあろうが、目的に関しては、今日的な課題といえる。

Cの被害者の陳述録画制度については、当初、性犯罪を重罰化して、性犯罪被害を少なくしようと考

【表4】グループ法案構想一覧

政党名	法案名・概要
A ポテイ党	「改正道路交通法案」 交通事故の原因の明確化やあおり運転などの他の犯罪防止をするために、自動車にドライブレコーダーの設置を義務付ける。
B 蛍光党	「改正公職選挙法案」 候補者の選挙活動の多様化、有権者の投票活動の活発化を目指すため、選挙期間中の戸別訪問を解禁する。
C HSOS党	「改正刑事訴訟法案」 性犯罪被害者の二次被害を防止するため、被害者の陳述録画制度を導入し、一定の要件を満たした場合に公判段階においても被害者の証言に録画映像を代用する。
D 転売ヤーから国民を守る党	「消費者間の電子取引上における転売防止に関する法律案」 インターネット上の転売行為を禁止する。
E 新社会の党 (本投票のみ参加)	「新型コロナウイルス予防ワクチン接種証明書・陰性証明書の利用に関する法律」 感染拡大の防止をしながら、ワクチン未接種者の負担を減らし、その権利を保護する為に、感染リスクの高い場所でのワクチン・検査パッケージの適用義務化や、適用範囲の限定、検査費用の保障などを規定する。

えていたところ、法定刑を重くしたからといって、裁判で必ず重い刑が科せられる訳でもなく、抑止効果にも限界があるということから、被害者側に立った方策を検討するという事になったという事情がある。

(4) 法案要綱の策定及び予備投票（Ⅱ期）

法律案を作成する前段階として、いかなる立法が必要か、なぜそれが必要か、具体的にどのような立法をすべきか、いかなる仕組みを設けようとしているのか、そして当該立法によってどのような効果が期待できるのかなどの点について説明する資料（法案要綱）を作成することとしている。そして、これが予備投票の対象となる。

法案要綱の策定後は、各グループが法案要綱の説明（プレゼンテーション）を行い、その録画と資料をもとに、専門家と履修者が上述の評価項目に従って投票を行う⁶。

昨年度、グループフォーム上に法案と説明動画（Zoomで録画したもの）を掲載し、投票フォームによる投票を行ったが、本年度もその方式を踏襲した。このICTを活用した投票方法は、授業外・学外の参加を容易にし、また、履修者へのフィードバックも容易かつ迅速に行うことができ、教育的意義も

大きい。

予備投票の結果は、【表5-1・2】の通りである。投票は、各項目1位（4点）、2位（3点）、3位（1点）、4位以下（0点）として評価される。なお、履修者は自分のグループ以外の法案に投票をすることになっている。また、専門家の投票は3倍にして全体集計に加えることにしている。

総計としては、1位がグループC（409点）で、以下、A（375点）、D（282点）、B（198点）となった。AとCが首位をめぐって競っているが、専門家の評価と履修者の評価とでは順位が逆転している点に興味深い。

予備投票では、投票者が自由にコメントを記載できるようになっている。ここでは紙幅の関係から専門家のコメントのみ掲載する【表6】。また、全体集計には影響しないが、プレゼンテーションについても0~5点で評価をすることとした（【表7】）。

【表5-1】予備投票結果（専門家集計（3倍数値））

グループ名（法案名）	企画立案	立法事実	立法価値	合計
A ポテイ党「改正道路交通法案」	51	54	30	135（2位）
B 蛍光党「改正公職選挙法案」	12	6	27	45（4位）
C HSOS党「改正刑事訴訟法案」	48	60	75	139（1位）
D 転売ヤーから国民を守る党「ネット転売防止法案」	60	42	39	141（3位）

【表5-2】予備投票結果（履修者集計）

グループ名（法案名）	企画立案	立法事実	立法価値	合計
A ポテイ党「改正道路交通法案」	83	84	73	240（1位）
B 蛍光党「改正公職選挙法案」	51	44	58	153（3位）
C HSOS党「改正刑事訴訟法案」	70	75	81	226（2位）
D 転売ヤーから国民を守る党「ネット転売防止法案」	50	51	40	141（4位）

⁶ 予備投票の資料・投票フォーム：<https://forms.gle/svzHhZNF653UXZhr6>

【表6】予備投票時の専門家コメント

(全体として)

- ・ 社会経験のない学生さんが法律案を作るのは難しいと思います。それでも不十分ながらよくやっているんじゃないでしょうか。これに満足せずに、足りない部分を補うように学習してください。
- ・ みなさん限られた時間のなかでよくがんばっているように感じました。また、現代的な課題に取り組もうとする意識も見られました。

(A ポテイ党「改正道路交通法案」)

- ・ ドライブレコーダーを取り付けることが犯罪防止につながる理由は何か、車検に通さないことをどのように担保するのか(制裁として意味があるのか)、プライバシー侵害に該当するということはどういう意味か、情報をどのように管理・利用していくのか、裁判でどのように用いるのか、などいくつかの疑問が残りました。
- ・ 概念図の国家公安委員会・警察庁の役割が説明されていない。内閣に置かれる推進本部は何をする組織なのでしょう。その組織でいう関係閣僚は、どの閣僚を考えているのでしょうか。
- ・ 車検対応なら、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の改正で十分であり、法律の改正は不要です。
- ・ 「ドラブレコーダー」というような誤記があり、作成文書が練られていないのが分かる。
- ・ 交通事故のどの程度の割合について、この施策が有効なのでしょう。ほとんどの交通事故はドライブレコーダーの記録に頼らなくても対応できているのではないのでしょうか。そうなるここのドライバーが自発的に設置するのは良いとして、法律で強制するような事柄なのでしょう。費用対効果の検討が不十分です。
- ・ 「その他犯罪防止」が具体的に何をさすのか、録画がどの程度その対策に有効なのか検討が十分ではない。外国人犯罪集団による車上荒らしのように、必ずしも犯人の特定につながるような観点から録画されていないか、犯行後すぐに海外に逃亡することを前提とする犯罪には有効ではないと思う。
- ・ 設置義務化に伴うプライバシー権侵害(デメリット)を真剣に考えていない。「便利だからいいじゃん」くらいの報告だった。
- ・ 警察への記録提供禁止について、TBSビデオテープ押収事件(最二小決平成2年7月9日刑集44巻5号421頁)との関係についてどう考えているのでしょうか。
- ・ 諸外国との比較の意味がわからなかった。ヨーロッパの一部の国ではドライブレコーダーが違法なのですか。この法案との関係では、ドライブレコーダーとプライバシー権との関係が問題とされるべきで、それが諸外国でどのように扱われているのかを比較すべき。
- ・ 事故の検証であれば、ドライブレコーダーの記録の保全が重要ではないですか。事故を起こした運転手が記録を抹消することを禁じるべきではないですか。
- ・ ドライブレコーダー設置が目的化していて、事故の防止や事後的検証といった本来の目的を忘れていてる感じがある。
- ・ 文面上、販売店に対する義務付けのようだが、交通事故を減らす目的なら、いわゆる安全運転サポート装置の搭載(メーカーに対する)義務付けのほうが先ではないか。もっとも、メーカーに対する義務付けは政治的な負荷が相当にかかるので、販売店に対する義務付けにするのは確かに一案かもしれない(その当否はともかく)。
- ・ かなり重要な内容に取り組みまれたと思います。他方で、外国の法制とは違って日本では規制がないだけに、実質的な義務化に伴うプライバシー関係について捜査や裁判などでの利用や保管など根本的な整理が必要な問題領域だと思いました。その他、国交省が設置主体ということの割には、制裁により不利益を受けるのが自動車の所有者である点が気になりました。

(B 蛍光党「改正公職選挙法案」)

- ・ 「このように当該制度を導入した際に期待された効果と現状がかけはなれて」いることから、なぜ戸別訪問禁止規定を廃止することが必要となるかがよく見えませんでした。もう少し戸別訪問を禁止する必要性や、なぜ戸別訪問禁止がなされており、その目的がなぜ現在妥当しないかということ具体的に説明した方が良いでしょうと思いました。
- ・ 資料の字が小さい。資料を読むだけのプレゼンなら画面に映す意味がない。「資料の2頁をご覧ください」とか言えばいいだけ。
- ・ 全体として雑な印象。個々の項目を見ても検討が不十分。
- ・ 戸別訪問解禁により、自宅での電子投票が危険になるという本末転倒な報告だと思った。両者が成り立つような方策を考えなければ無責任ではないか。
- ・ 候補者の選挙活動の多様化が目的ならば、ネット選挙の解禁など戸別訪問解禁以外の方策を取るべきではないか。
- ・ 有権者の投票活動の活発化と戸別訪問との関係がわからない。ステッカーを貼って訪問を拒否できるなら結局活発化しないと思う。
- ・ 懸念される不正に対して、腐敗防止の規制を強化とあるが具体策がない。

- ・ 「インターネットの普及、マスメディアの発達に伴い、選挙集会の選挙上の価値は現代において乏しい」という「選挙集会」とは何か。候補者同士の討論の場が不要ということか。
- ・ そもそもこの法律案がなぜ必要なのかという点の説明が説得力のあるデータや事例などを挙げてなされていない。「有権者の選挙意識を向上させるために戸別訪問を解禁する」ということが冷静に考えて意味のあることと本気で考えているのか。
- ・ 戸別訪問を解禁することがこの法案の趣旨ということだが、「インターネット投票をその場で強制するような事態への懸念」について触れられていて、インターネット投票を可とすることもこの法案は前提としているのかどうか、わからなかった。
- ・ かつてより違憲と批判されてきた戸別訪問禁止規定を、いざ廃止すると何が必要かという点を考えた点に意味があると思います。他方で、これまでこの種の規定が必要であるとされてきた理由について十分答えられているかどうか疑問が残りました。

(C HSOS党「改正刑事訴訟法案」)

- ・ 「男性警察官による事情聴取を原因とする二次被害」が問題であるとすれば、陳述録画制度の利用によって、「性犯罪被害者の保護は十分」となるのか、問題への対応としては、提起された制度以外の方法も必要となるのではないか、懲戒処分をすることができるのか、冤罪の危険性はないか、などが気になりました。
- ・ 現状の問題点、改正すべき法律のポイントなどの論点が絞られており、目指すべき方向が具体的で分かりやすい。
- ・ 録画をそのまま刑事裁判の証拠として用いる方式は画期的であると思う。
- ・ 録画については、取り調べの可視化が進んでいるので、新たな経費はほとんど必要ないと思われる。
- ・ 警察官の取調べ技術の向上により対応可能な問題。現在、警察官がどのような研修を受けているのか、ちゃんと調べたのか。
- ・ 「性犯罪」の範囲が不明確。スマホでの盗撮など都道府県の迷惑防止条例違反行為は対象となるのか。
- ・ 被告人側から十分な証人尋問ができないことになり、憲法31条の適正手続違反となるのではないか。また、「すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ」る刑事被告人の権利を保障した憲法37条2項に違反すると考えられる。関連判例とともに検討を深めて欲しい。
- ・ 不十分な記録により刑事訴追され、刑事裁判の段階で再び被害者が尋問されるとなると、捜査段階での取調べよりも被害者に過酷な証言を求めることになるのではないか。
- ・ 警察官と検察官の取り調べを同一視し、同列に扱うのは問題があると思う。検察官の捜査指揮権の及ばない段階で、司法警察職員の事情聴取で録画を確定させることは、公正な刑事裁判を害することになるのではないか。
- ・ 二次被害の問題は、取り調べの方法・手法の問題であって、繰り返し聞かれるということと違うのではないか。事件を思い出すことを二次被害というならば、1回目の録画でさえ被害者にとっては苦痛でしかない。取り調べが不可能と言っているのと同じではないか。
- ・ 裁判官の令状が出たが、被害者が取り調べに応じない場合の手続を考える必要はないのか。
- ・ そもそも被害を申し出ることができない人たちの苦悩について考慮していない。
- ・ 犯罪被害者支援基本法やそれに基づく被害者支援策との関係について検討していないように思われる。
- ・ 海外の被害者陳述録音録画制度に触れられているが、本法案と同じようなものか。また、捜査機関による事情聴取が制限されることで、真実発見の要請が著しく損なわれそうな気もするが（迅速性が担保できず、記憶が喪失・捏造のリスクが高まる）、それはどうか。海外の制度はその懸念をどう考えているか。
- ・ 重要な問題に着目されたと思います。公判での証拠として使われるための要件などの検討も必要なのではないかと考えました。

(D 転売ヤーから国民を守る党「ネット転売防止法案」)

- ・ どのようにリスト化するのか、なぜ1.1倍以上なのか、契約の自由に反しないか、運営会社への義務付けは過剰にならないか、規約違反が詐欺罪になる理由は何か、経済的自由で売主だけでなくなぜ消費者の権利のみが尊重されるのか、などが気になりました。
- ・ 報告の声が小さく、抑揚もないので頭に入ってこなかった。ポイントとなる部分は繰り返すなどプレゼンの方法について工夫が欲しい。
- ・ 「対策が難しい」という感想だけ述べて、あとはAI任せの法律案だという印象。
- ・ CtoC-ECのサイトを登録制にしないと法律の網がかけられないのではないか。ただ、匿名掲示板でのCtoC取引も可能であるので、そうした抜け穴についてどう考えるのか。違法薬物などはダークウェブ上での取引が活発に行われており、この法律案はそうした点を考慮していない。転売ヤーを目の敵にしているが、その実態を把握できていない。経済取引システムについての勉強が足りないように思う。
- ・ 所管官庁は、経済産業省よりも消費者庁の方が適切ではないのか。
- ・ 民法上の大原則である契約自由の原則の制約になるという観点が足りない。社会主義国家の法律である。提案者は、この社会はどのような経済体制を採用していると考えているのか。
- ・ 転売を嫌う企業がCtoC-ECの運営会社と契約ベースで対応すればいいことで、公的機関が関与する必要性

に乏しい。

- ・生活必需品の買い占めを取り締まるのは必要性が理解できるが、「購入までに予約・抽選を必要とする製品」全てに規制をする必要が分からない。例えば、資金が暴力団に流れているとか、規制の公益上の必要性が示されるべき。
- ・資料目録の新聞記事がどこの新聞か分からない。
- ・AIシステム開発をしようとしているが、施行までの半年間で開発できるのか。
- ・どのようにして実効性を確保するのか、AI以外の具体策がない。人気商品であれば、取引停止措置が取られるまでのわずかな時間にCtoCの取引がなされてしまうのではないか。逆に、疑わしい取引の対象を広げることで健全な取引までも禁止してしまう弊害が考えられるが、報告でも資料でもその点についての言及がなかった。
- ・「半年」の転売禁止期間に理由があれば（あるいはもう少し短いほうが、権利制限の程度は減るだろう）1.1倍という数字にも理由があれば（いわゆる「プレミア」として許容される範囲はいくらぐらいか、など）。
- ・重要な立法目的がある論点だと思いました。他方で、商品リスト化というのは興味深い手法ではあるものの、実効性があるかどうかの問題と、またシステム漏れの場合の「取引中止命令」がどのような根拠で出されるのか、疑問に思いました。

【表7】予備投票プレゼンテーション点

A.ポテイ党	B.蛍光党	C.HSOS党	D.転売ヤーから国民を守る党
111	90	115	98

(5) 法律案の提出及び本投票（Ⅲ期）

以上の予備投票結果を踏まえ、各グループで内容的な再検討と最終的な法律案の作成に入る。提出物としては、①法律案と②提案理由がまず必須となるが、一部改正法案の場合は、③新旧対照表の作成が必要となる。そして、④想定問答集と⑤法律案の解

説があわせて作成される。これらをもとに、プレゼンテーションが行われ、本投票が実施される。

本投票段階から1グループ追加で参加したので、5つの法案を対象に本投票が行われた⁷。結果は、【表8-1・2】の通りである。

【表8-1】本投票投票結果（専門家集計（3倍数値））

グループ名（法案名）	企画立案	立法事実	立法価値	合計
A ポテイ党「改正道路交通法案」	48	42	39	129（2位）
B 蛍光党「改正公職選挙法案」	30	18	21	69（3位）
C HSOS党「改正刑事訴訟法案」	36	63	57	156（1位）
D 転売ヤーから国民を守る党「ネット転売防止法案」	27	21	18	66（4位）
E 新社会の党「新型コロナ証明書利用法案」	27	3	27	57（5位）

【表8-2】本投票投票結果（履修者集計）

グループ名（法案名）	企画立案	立法事実	立法価値	合計
A ポテイ党「改正道路交通法案」	59	61	69	189（1位）
B 蛍光党「改正公職選挙法案」	32	24	34	90（5位）
C HSOS党「改正刑事訴訟法案」	60	53	52	165（2位）
D 転売ヤーから国民を守る党「ネット転売防止法案」	37	33	30	100（4位）
E 新社会の党「新型コロナ証明書利用法案」	33	52	32	117（3位）

⁷ 本投票の資料・投票フォーム：<https://forms.gle/SrE88Db6jUfqeRHTA>

総計は、グループCが1位（321点）で、以下、A（318点）、E（174点）、D（166点）、B（159点）の順であった。なお、本投票における専門家のコメ

ントは【表9】の通りである。また、プレゼンテーションの評価結果は、【表10】の通りであった。

【表9】本投票時の専門家コメント

（全体として）

- ・ 立法の必要性自体はいずれもあるように思われるが、統計を使ったり、諸外国の例を参照したりするなど、より実証的な必要性を提示するとよくなると思われる
- ・ プレゼンテーションについて、内容の説明というよりも、全体として原稿を読み上げている印象を受けました。
- ・ 前回の資料よりもそれぞれ工夫したり、調べたりした形跡が見られ、洗練されたものとなっていることは高評価できるように思います。しかし、立法する必要性や規制対象が明確でないもの、煮詰まっていないもの等があり、その点をもう少しグループ内で議論したり、分析したりするなどして、論点を明確にすると良いのではないかと思います。法律案や資料を作成するための努力の痕跡が多々あるように見受けられた反面、問題の核心部分の明確化を共有がなされていないようにも思われまして、何を目的として、何を規制して、どのような社会を実現したいかをもう少し明確にした方がよいように思いました。
- ・ グループによって法案・報告の完成度にかかなりの差が出たと思います。
- ・ 各グループがふだんから何を喫緊の課題として捉えようとしているか、そしてその課題にどれくらい積極的に向き合えるかが、この授業をどれだけ実りあるものにするかを決めます。まずはアンテナを立てて磨き（課題発見）、次に料理です（課題解決）。このとき、意欲的に取り組めることのできる課題をいかに発見することができるかが肝要です。おそらく、それが一番難しく、みなさんがそれまで「習った」ことのないものです。その点、各グループはそれぞれに個性的な課題発見をすることができました。序列をつけなければいけないのでつけていますが、率直に、そのことは評価されるべきだと思います。料理の仕方については、専門的知識理解だけでなく経験、そして文章推敲にかける時間も大切になってきます。一読して意味の通らない文章には、おそらく必要な知識理解が欠けていますが、それを見つけ出すには、推敲する時間が必要です。最初から短時間ですばらしい文章、法案を執筆することは誰にもできませんし、よほどの経験をもっていても、一人だと無理が出てきます。今後とも、効率の良い時間の使い方とチームプレイに意を用いてもらえればと期待しています。

（A ポテイ党「改正道路交通法案」）

- ・ わかりやすい内容だったが、プレゼン方法については原稿をそのまま読まないようにするなど工夫の余地がある
- ・ 資料については、しっかりと作りこんでいるような印象を受けました。
- ・ 法律案の合憲性について、誰がいつどのようにコピーなどをしてはいけなかなど、具体性が欠けているところがあり、また諸外国との関係でもなぜドイツ等では合法であるのかが示されていなかったため、なぜ合憲なのかがあまりよくわかりませんでした。どのように運用すればプライバシー侵害とならないかなど、もうすこし具体的な対応策などを示していただくと良いのではないのでしょうか。
- ・ プライバシーの問題だけでなく、罰則を設ける場合に、どのような行為が処罰対象となるか（記録を消去した場合も対象となるかなど）、もう少し具体的に明文化した方がよいのではないのでしょうか。
- ・ 情報の扱いなどプライバシーに関する事柄が、何も法律案として表れていないように思います。説明・資料と法律案が一致していない感じがします。
- ・ いささか遅きに失した感がありますが「ドライブレコーダーの設置を義務付ける法律」のほうがそれらしいのではないのでしょうか。法案の文中にも揺らぎあるようです。また、おそらく分担して作文されたからだと思いますが文末表現「ですます/である」がブレています。内容からは、質問に一生懸命対応しようとしていることは伝わってきました。ただし、すでに現状でもドライブレコーダーに記録されている内容がプライバシー侵害につながる懸念は指摘されています。それを義務化することは、厳密には、ドライブレコーダーによるプライバシー侵害の懸念そのものというよりはむしろ、本案がそれを増進するのではないかという懸念のほうです。あと、ドライブレコーダーは当然、事故検証で用いられると想定されていますが、重大な交通事故ほど刑事犯罪の可能性がります。警察への提供や警察による押収が禁止・規制される理由がよくわかりませんでした。
- ・ 法案はドライブレコーダーの搭載義務化を規定するというシンプルなものでありながら、それに付随するプライバシー権との関係についても念頭に入れることは素晴らしいと思いました。
- ・ なお、国交省はイベント・データ・レコーダ（EDR）の搭載を義務付ける方針とのことですが（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE1352S0T10C21A7000000/>）、この方針との関係はどのようになるの

か、EDR搭載義務化の方が「より制限的でない他の手段」なのか、あるいはEDRでは目的を達成できないと考えるのか、気になるところです。

- ・ また、TBSビデオテープ事件は、取材の自由と捜査権が問題になった場面であり、今回の問題とは文脈が大きく異なるように思われました。

(B 蛍光党「改正公職選挙法案」)

- ・ 説明はわかりやすかったが、原稿をそのまま読み上げるのではなく、もう少しカメラ目線で話した方がよいと感じた
- ・ 前回に比べても資料をしっかり作りこんだ印象を受けました。
- ・ ただ、立法事実について未だはっきりしない印象があります。「当時の立法事実と現状とのギャップによって法的根拠が希薄化している」とはいえ、戸別訪問を解禁することが求められる必要性はどこにあるのでしょうか。「有権者と立候補者との距離を離すものであり、かえって有権者を選挙に無関心たらしめる運動になった」というのは、どういった論拠によるものでしょうか。また戸別訪問が「候補者の選挙活動の多様化、有権者の投票活動の活発化」に繋がる実質的な理由はどこにあるのでしょうか。これらの点について、もう少し説得性のある論拠が示されると良いように思いました。
- ・ 戸別訪問拒否ができるなら、投票率が上がるとは思えない。
- ・ 個人的には面白い法案だと思います。とくに高度情報化社会にあって、あえて戸別訪問を解禁することで政治への距離を縮めようとする試みは一考の価値があるように感じました。一方、戸別訪問禁止の合憲性は「盤石」ともいわれ、「戸別訪問＝不正の温床」論をいかに崩すかが肝要のように思われます。この点、戸別訪問の禁止の合理性が肯定された時代背景と現代とを比べようとする姿勢は評価できます。一方、立法当時の立法事実や手段との合理的関連性について、もう少し議論してくれてもよかったです。
- ・ 古くから批判されてきた公選法の戸別訪問禁止規定について、ならばこれを実際に廃止するとどうなるかを検討する、意欲的な試みだったと評価できます。
- ・ 他方で、法案の説明の中でも触れているように、戸別訪問禁止規定を撤廃したとき、戸別訪問を拒絶する方法も想定されているように、そもそも戸別訪問されることを歓迎する人がどれだけいるかということを考えてとき、どこまでその政策に必要性があるか、判断が難しいところです。
- ・ また、戸別訪問禁止規定を撤廃するだけでは、あらゆる形態の戸別訪問が自由となってしまう、たとえば早朝や深夜の訪問も一応は可能ということになってしまいそうですが、これでよいのでしょうか。この問題は、公選法の規律ではなく刑法や民法などで対応できるという理解なののでしょうか。この点、戸別訪問禁止規定に関する最高裁判例の伊藤裁判官のいう「選挙のルール」という観点からすれば、単に規制を撤廃すれば足りるのではなく、別のルールの設定が必要になるという視点も必要なのではないかと考えられます。

(C HSOS党「改正刑事訴訟法案」)

- ・ 画面の字が小さくて見えづらいスライドがあった
- ・ 前回と比較して資料がしっかりと作りこまれている印象を受けました。また段階的な二次被害の可能性を分析している点、前回コメントへの対応を誠実に行っている点なども評価できると思います。
- ・ ただ、未だ不明確な点も残っているように思います。たとえば、えん罪の可能性や適正手続きとも関わりますが、被告人側の人権への配慮がどのように担保されているかについて、「本制度によって陳述録画を公判で用いたとしても証人尋問の機会をなくすものではないため」という一文で回答されていますが、果たしてそれで十分でしょうか。関連して、「捜査機関が裁判所の許可のもと再度事情聴取をできる余地を残している」ということですが、具体的にどのような場面を想定しているのでしょうか。「捜査機関側がその制度を適当に用いること」をどのように担保するかが重要になるのではないのでしょうか。
- ・ 新旧対照表の作り方がおかしい。
- ・ 想定問答集、解説で詳細に説明がなされており、法案の内容や課題などが具体的に理解できた。
- ・ 意義ある法案だと思います。ただし、当該法の運用についても少し説明が必要な気がしました。同意なく録音録画されるのは確かに許されませんが、「録音録画できますがどうしますか？」と聞くのと「録音録画に同意しますか？」と聞くのでは被害者に対するインパクトが違う気がします（いささか細かいですが、被害者に積極的な意思の開陳を求めるとかどうかという違いがある気がします）。また、せっかく「諸外国における被害者の聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に特別の証拠能力を認める規定（仮訳）」という資料があり、法案説明でもアメリカ・イギリス・ドイツ・韓国と例示されているわけですから、もう少し詳細に比較法を行った方がより説得的だったと思います（とくに運用面。録音録画が任意なら、どれくらいの利用が実際にあるのかが実際に法案のもたらすメリットの測定に必要なと思われる）。
- ・ 立法事実の重要性や立法価値についての説明が十分になされているものと感じました。
- ・ 他方で、取調べという場面におけるにおける二次被害（何度も取調べに応じさせられる）を防止することには重点が置かれ数カ条で規定されつつ、裁判における証拠については1カ条のみで対応している点が気になりました。たとえば検察官面前調書のように伝聞証拠が証拠となり得るために一定の規定が設けられているように、今回の法案でもやはり憲法37条の観点から証拠採用されるための要件の検討が考えらるべきだったのではないかと思います。

(D 転売ヤーから国民を守る党「ネット転売防止法案」)

- ・ スライドはわかりやすくするように工夫されていたが、報告を読むときはもっとはきはきと呼んだ方がよいと感じた
- ・ 前回と比較して、練られているように思います。ただそれでもいくつか疑問が解消されません。以下はその一部となります。
- ・ 本法案では、何を規制対象とすることになるのでしょうか。「適切な商品の流通が困難になっていて、製品を売るものと最終的に購入するもの両方が損をしている現状」の分析について、何が「適切な商品の流通」でないかが未だ不明であるように、また非常に広い流通を規制対象にしているように思いました。この点は「売り手と最終的な買い手どちらにも不利益を与えている異常な状態」とも関連しますが、「被害」という言葉もみられるところで何が具体的な「被害」かを明示すると良いのではないのでしょうか。それをはっきりさせないと、規制対象が明確にならないように思いました。それが規制の目的とその程度の評価にもつながるように思います。
- ・ AIによる選別には、なぜAIがそういった判断を行ったかという法的根拠を見出すことができるのでしょうか。
- ・ 「転売を行う者の経済の自由が、製品が欲しくても買えないような一般消費者の経済の自由と、適切な流通の阻害を行っている」と認識している」と断言していますが、主観的な意図をどのように根拠づけるのでしょうか。
- ・ プレゼンの時間が短く、内容も薄かった。せっかくいい法案だと思ったのに、もったいない。
- ・ 法令は原則として日本語で作成すべきものですので、固有名詞で他に表現できない場合に限り外国語表記が用いられるのが原則です。その意味で、"CtoC-EC"の語は適切ではないと思われます。
- ・ 対象となる企業が必ずしも明確ではない。セカンドライフのようなオンラインゲーム上でCtoCの取引が行われることもあるが、その運営会社が対象になるのか説明からは分からない。
- ・ 法案のスキームだと、転売品の購入者が非協力的であれば実効性が期待できない。
- ・ 転売を禁止する、と聞けば「行き過ぎ」のような感を受けますが、本案はあくまで「不正転売に利用されやすいCtoC-ECを規制しようとするもので、背景にはCtoC-EC事業者も実際には「片棒」を担っているのではないか（少なくとも利益者として黙認しているのではないか）という問題意識があるわけですね。読めばわかるのですが、もう少し具体例を交えて（実際に話題となった事柄とか）説明すれば問題の背景と本案に示されている目的と手段との合理的関連性がイメージしやすかったように思われます。そういった意味では、「デジタルプラットフォームへの負担」が「転売を禁止するには絶対条件」なので「許容できる」という説明以上の説明が可能でし必要でしょう。「日本人の特性として、不況時の購買意欲の低さがある」という説明も、「それは日本人に限った話ではないのではないか」と思ってしまいます。契約自由の原則との関係も、もう少し説明が必要でし、できると思います。AIを用いて転売を抑止するシステムを構築するようCtoC-EC運営事業者に義務付けること自体は興味深い提案です。いったんゆがんだ市場からは健全なユーザーが撤退してしまうので、持続可能な市場の維持のために必要な規制でCtoC-EC事業者にも長期的には利益的だ、などと論証することなど、いろんな説明の仕方があったかと思えます。
- ・ 立法価値についての説明は説得的で、AIを使った規制を行う点にも興味深いものがあると考えました。
- ・ なお、個別の規定では、2条の「必要な措置」の範囲について何らの限定もかけられておらず、濫用の危険があると言えないでしょうか。また、転売を禁止するという趣旨からして、インターネット取引企業に対してこそ責任を課するという方法がなぜ取られなかったのか、また既存の規制を洗い出してそれを強化する方向が取られないのはなぜか、気になりました。

(E 新社会の党「新型コロナ証明書利用法案」)

- ・ 画面の関係で字がみえにくかった。
- ・ 最近の大きな課題についての意欲的な法案であるように思いますが、以下、いくつか疑問点がありましたので、その一部を指摘いたします。
- ・ 現在「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」で定められる「ワクチン検査パッケージ」の定義とは異なる定義をされていますが、それであればなぜ「ワクチン検査パッケージ」用語を用いているのでしょうか。今回の法案は、現制度が法的根拠を有しないことも問題としていますが、現在の制度に法的根拠を与えるという意味があるということでしょうか。
- ・ 現在用いられている制度の問題点として、「ワクチン未接種者」への負担を問題視されていますが、本法案によってそれは解消されているのでしょうか。また緊急事態やまん延防止措置の際への言及がありますが、本法案ではそうした宣言下における別な取り扱いを規定しているのでしょうか。
- ・ 「入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかの確認を行うことを指定した事業者」に義務づける制度」とありますが、誰が「指定した」かが以下の条文を見ないわからないことになっています。
- ・ 罰則の対象となる「いずれかの確認を行わない」こと、「定性抗原検査の結果が陽性であったのにもかかわらず施設利用を認めた」ことはどのように把握するのでしょうか。
- ・ 個人情報「新型コロナウイルス感染対策」の「目的」であれば、どのような場合でも、どんな方法でも利

用してもよいということになるのでしょうか。

- ・ 日頃、様々な施設に入場する際に検温をしているが、これが感染予防に役立つと本気で思っている人はほとんどいない。報告者もそう考えているのではないか。同じように、この法律案が感染予防に役立つと本気で思っているような報告ではなかった。やっている感を出すだけの制度なら無い方がましだろう。
- ・ パワーポイントの画面に字を詰め込み過ぎていて、何も見えないに等しい。自己満足で報告するのではなく、聞く側の視点で準備をして欲しい。
- ・ そもそも、何のためのワクチンや検査なのか、目的があいまいなまま、手段が目的化している感じがする。PCR検査と抗原検査とでは、検査によって判明する事柄が異なるのに、並列に扱ってよいのか。
- ・ この法律案の前提となる証明書の具体的なシステムがわからない。民間の検査会社の証明は使えるのか、海外でワクチン接種をした場合や外国人が外国政府の発行した証明書を提示した場合はどうするのかなど、実際に制度が動いてからのシミュレーションが十分になされていない。また、国と都道府県、市町村との情報共有方法などについて、法律で定める必要があるのではないか。
- ・ 法律で規制対象となる事業者自身にはワクチン接種などの義務があるのか。そうすると、アルバイトを含め、規制対象となる施設に関連する者は証明書を持たなければならなくなるが、そうしたことにより不利益を受ける者が出ることを考えてみてはどうか。ワクチンを打たないという思想・良心の自由や、職を失う労働者の権利、職業選択の自由、集会の自由など、憲法上の権利が制約されるが、その点についての検討はしたのか。
- ・ ワクチン接種を事実上強制することになるなど、法律案の問題点についての検討が欠けている。アメリカにおいて公務員への接種義務を課す州があったり、連邦政府の施策が最高裁で違憲とされたりしているという事例を参考にして検討すべきではないか。
- ・ 条文上の規定にあいまいな部分が多い。3条1・3号で「これらに類する」が何を指すのか、同条2号は施設ではなく「イベント」とするが、これが何を意味するのか、7条3項の「承認」は誰がするのか、条文からは不明確である。
- ・ 感染拡大防止のためには、密度と換気が重要であるが、単に広さや人数だけで規制することに意味があるのか。天井がない開放型の施設とそうでないものとの区別がされていないのかどうしてなのか。1000平米を超えない飲食店を対象としないのは、これまでの休業要請の政策と整合するのか。また、学校の体育館などの施設が規定されていないのはなぜか。結局のところ、この法律案は、科学的根拠に基づく規制を考えているのか疑問である。
- ・ 4条違反の事業者にはどう対処するのか。
- ・ PCR検査数の増加により、陽性反応者が増加することが考えられるが、そうした波及効果への考慮がなされていない気がする。
- ・ 14条違反を監督するのは、国なのか地方公共団体なのか、国だとして具体的にどの機関が行うのか、不明確である。
- ・ 個人情報管理に関する第5章各条、15条、16条は、個人情報保護法との連関を考えて制度設計をすべきである。
- ・ 音声ははっきり聞こえましたが、モニターがほとんど見られませんでした。内容は資料から判断しました。ただし、全体的に少し日本語がわかりにくいです。法案作成理由で「ワクチン・検査パッケージ」の問題点が指摘されていると思われるのですが「この制度」と「今回の制度」（おそらく両方が「ワクチン・検査パッケージ」を指していると思われます）といった表記ブレもさることながら、当該制度の概要が示されないまま行論されるのでわかりにくいです。個別論点の指摘の前にまず「ワクチン・検査パッケージ」の概要を示すべきではないでしょうか。また、「ワクチン・検査パッケージ」は、その上位の「行動制限緩和」政策の一部です（<https://corona.go.jp/package/>）。「行動制限緩和」がコロナ対策として不十分だ、という根本的な批判も併せてなされており、本案の主眼がどこにあるのかいまいちつかみづらかったです。ただし、元々の政府の「行動制限緩和」をより具体的にすべきだとする方向性は首肯できるものでした。
- ・ 現行のワクチン検査パッケージ制度と今回の法案の違いがどこにあるのかをより明確に提示すると、提案の趣旨が分かりやすかったものと思います。

【表10】本投票プレゼンテーション点

A. ポテイ党	B. 蛍光党	C. HSOS 党	D. 転売ヤーから国民を守る党	E. 新社会の党
96	87	109	75	82

(7) 小 括

授業終了後の授業評価アンケートでは、授業内容が「役立った」とする評価が9割であり、概して所定の目的を達成したと評し得る。しかしながら、例年と同じ方法で実施したにもかかわらず、「課題についての説明が不十分」との記述が目立ったのが今期の特徴であった（【表11】参照）。おそらくその意味するところは、「具体的に何をしたらいいかという指示がない」ということに尽きると思われる。

自ら選択したテーマについて、そこに存在する諸課題を発見・調査・分析し、それに対する対応策を模索し、それを法律案に結実させるのが本授業の方法であり、主体的な学修姿勢が必要になる。そのために、授業内では、図書館等での資料調査の方法を説明し、完成品となる法案等の資料や過去の授業で提出された課題を提示し、法案作業過程において適宜コメントを行い、問題点や改善点などについて指摘するが、具体的な法案の内容の企画・立案には極力立ち入らないようにしている。それは、立法政策学に正解がないからであるが、その点の理解がないままだと、授業を履修する意義が大きく損なわれることになると思われる。グループワークが、「この本を読んでまとめろ」とか、「これこれの問題点について考えろ」という「課題」待ちの姿勢を転換する契機となることが期待されるのであるが、今期はそれがうまく機能しなかった面があったことは否めない。

もちろん、今期の履修者は、コロナ禍で入学式も

行われなまま遠隔授業を強いられた学年であり、1年次に対面授業やグループワークの経験もないまま、本授業の課題に取り組んでいったことには敬意を表したい。いずれにしても、法律案作成の難しさを体感することはできたと思われ、その経験を踏み台として、今後の主体的な学びに生かしていてもraitたい。

5. おわりに

近時の地方分権改革の影響で、自治体職員が自らの頭で考えて職務にあたることが求められている。そのためには、国や上級庁、上司からの具体的な指示待ちという職場の風土を改めて、上からの「通達」中毒の「禁断症状」を乗り越えて自己改革を進めていく必要があるとされる⁸。そこで、「法律学は、『必ず結論を出す学問』であり、デシジョン・メイキングの学問である。『自分はどう考える』ということをお大切にする学問であり、こういった姿勢を育てることは、分権時代には欠かせないことである」⁹として、自治体職員への法律学研修を通じたリーガル・マインドの育成の重要性が認識されるようになっていく。

1990年代以降、政治改革や行政改革、地方分権改革などの改革がなされてきたが、「それらの改革では、新しい国のかたちが具体的に語られたわけではなく、ビジョンやグランドデザインが明確にされないままの制度改革にとどまったところもある」とされ、「改めて個人・社会・国家の関係やそれぞれ

【表11】 授業評価アンケート（自由記述）

- ・ 知識が浅いためしっかりとした提出物をだすためにかなり時間を要する内容であったグループワークの難しさを知れた
- ・ 法学の授業でグループ活動したことが無かったのでこの授業が初めてでした。グループ活動を通して、グループ活動の難しさを知ったり、逆に一人では思いつかなかった又は気づけなかったことがグループ活動のおかげで気づけたりできたので良かったです。
- ・ 課題に対する説明が不十分だと感じました。
- ・ 課題の難易度の割に説明が不十分だった

⁸ 北村喜宣・磯崎初仁・山口道昭編著『政策法務研修テキスト（第2版）』（第一法規、2015年）8頁。

⁹ 兼子仁・北村喜宣・出石稔編『政策法務事典』（ぎょうせい、2008年）347頁〔提中富和執筆〕。

のあり方から問い直していくことなども必要となってくるのではないかと思われる¹⁰ところ、学生にはいかなるテーマを選択しようとも、固定観念にとられない自由な発想で将来像を描いてもらいたいと考えている。それが、主体的な学修を生み出す一つの重要な要素になるものと思われる。

そうした観点も踏まえ、今期の授業の成果を分析・検証し、引き続き授業運営の改善と教育方法の検討に努めていきたいと考えている。

【追記】本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))「立憲主義に基づく主権者教育の実践—LGBTQ包摂教育を中心とする探究型教材の開発」(課題番号 22K02529)による研究成果の一部である。

(獨協大学法学部教授)

(立正大学法学部教授)

(慶應義塾大学法学部教授)

(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

(千葉大学大学院専門法務研究科教授)

(新潟大学法学部准教授)

¹⁰ 川崎政司『法を考えるヒントⅡ—キーワードから現代の法を読む』(日本加除出版、2019年) 19-20頁。

